

2. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 基本姿勢

○市街地の景観は、個々の建築物の建替えなど、個々の敷地を単位とした開発行為の積み重ねであり、長い時間をかけて形成されるものです。

○一方で、中心市街地のような開発圧力の高い既成市街地では、市街地更新による土地利用の高度化を伴った新たな開発や建築行為が進み、これまでの市街地の景観が変わりつつあります。

○景観づくりはまちづくりです。景観は地域環境の表れとして見えるものであり、住民生活環境と密接な関わりがあります。地区の個性を活かしながら、どのようなまちにしていくのか、また何を守っていくのかについて、市民と行政が意識を共有し、継続的なまちづくりとあわせて景観形成を考えていくことが必要です。



- 長期的スパンでの景観形成を視野に入れる。
- 景観形成の緊急度や市民意識の熟度等に応じて、可能なところから段階的に規制・誘導を実施し、景観形成の実現性を高める。
- 地区の個性に応じたきめ細やかな景観形成のルールについては、各地区における今後のまちづくりの方向性とあわせ、市民との意識の共有と協働による計画策定が必要である。

(2) 目標と基本方針

①景観形成の目標

賑わいと潤いが調和し、宇部の顔となる“緑の生活都心”景観の形成

本区域は、宇部市の中心市街地として「宇部の顔」となる地域である一方、産業転換やモータリゼーションの進展等による中心部の吸引力の低下による商業機能の衰退や定住人口の回復等を課題に抱えています。

これらの課題解決に向け、定住人口の増加につながる住宅建設の促進や、商業・業務機能集積の再編に伴った賑わいの再生・創出を図りつつ、真締川をはじめとした水と緑や公共空間を中心に配置された彫刻等による都市の潤いの創出を図り、賑わいと潤いが調和した宇部の顔となる“緑の生活都心”景観の形成を目指します。

②景観形成の基本方針

1. 中心部の景観の骨格となるシンボル景観を形成します。

常盤通りや平和通りなど中心部の骨格を形成する通りの景観や、市街地に水と緑からなる潤いを与えている真締川沿いの景観、また宇部市の玄関口であるJR宇部新川駅周辺や宇部港周辺の景観は、中心部の景観形成においてシンボルとなる重要な景観です。

道路や河川、公園等からなる公共施設の質の向上を図るとともに、公共施設とその周辺の建築物が一体となった景観形成を積極的に進め、中心部を印象づけるシンボル景観を形成します。

2. 調和とまとまりある市街地の景観を形成します。

市街地の景観は、複数の建築物や工作物、屋外広告物などが一体となって形成されるものです。個々の建築物等における形態・意匠等における質の向上を図るとともに、周辺と調和したまとまりある市街地の景観を形成します。

大規模な建築物や工作物、大規模な開発などは市街地景観への影響が大きいことから、市街地環境の向上につながる景観形成を促進するとともに、都市計画における土地利用施策等と連携を図り、調和とまとまりある市街地景観の形成を目指します。

3. 緑と花と彫刻による潤いのある市街地の景観を形成します。

緑化事業計画と連携しつつ、公共空間を中心とした緑と花と彫刻による潤いある景観の保全・創出を進めるとともに、個々の敷地単位での樹木や植栽等による身近な緑の創出を誘導し、緑豊かな潤いある市街地の景観を形成します。

大規模な敷地や駐車場等のオープンスペースにおいて、緑化による潤いある景観の創出を誘導するとともに、ヒートアイランドや雨水対策等をふまえた環境に配慮した潤いある空間の創出を誘導します。

4. 地区の景観特性をふまえ、住民との協働による継続的なまちづくりを推進します。

地区住民との協働により、「景観」を糸口とした地区レベルでのまちづくりの方向性を協議・検討し、各地区の特性をふまえた景観計画の充実を図り、きめ細やかな景観の形成と継続的なまちづくりの実現を目指します。

(3) ゾーン別景観形成方針

① シンボルゾーン

■ シンボルとなる通り景観を形成するゾーン

【対象地区】

- ・ シンボルロード(常盤通り及び平和通り)沿道地区
- ・ 都市計画道路 宇部新川駅沖ノ山線沿道地区
- ・ 市道 小串通り線沿道地区
- ・ 国道490号沿道地区

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

道路と建物が調和した風格ある通り景観の形成を目指すとともに、商業地として歩いて楽しいまちなみの形成を目指します。

▼景観形成の基本方針

- ・ 中心部のシンボルとなる通りとしての風格あるまちなみを形成します。
- ・ 歩道を歩く歩行者が楽しいと感じる賑わいと連続性のあるまちなみを形成します。
- ・ 道路内の街路樹や花壇等の植栽との調和した緑豊かな景観を形成します。

【景観形成の方針】

▼共通事項

- ・ 中心部の顔となる景観上重要な道路からの見え方へ配慮し、賑わいと連続性の創出につながる建築物・工作物の形態・意匠での工夫を行う。
- ・ 駐車場等の空地（付属駐車場も含む）では、まちなみの連続性を途絶えさせないよう通りからの見え方の工夫を行うとともに、オープンスペースとしての特性を活かした景観・環境への配慮を行う。

▼建築物・工作物

〔形態・意匠・色彩〕

- ・ 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。
- ・ 高層部は、連続した通り景観の印象を壊さないよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 色彩は、建物全体としては落ち着きと風格を感じさせる色を基調とし、周辺建物と調和を図るとともに、通りに面する低層部ではアクセントとなる色を効果的に使用するなど、変化や賑わいのある通り景観を形成するよう努める。
- ・ 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなど工夫を行う。また屋上施設は目立たないよう配慮する。

〔位置〕

- ・ 歩道を有する道路に面する建物の外壁はできる限り後退せず、隣接する建物同士の壁面の位置を調和させるように配慮し、連続性のあるまちなみの形成を行う。やむを得ず、

建物壁面を後退する場合には、隣接する建物との連続性を感じさせるよう修景措置を行うか、憩いや休憩の空間となるような歩道と一体的な舗装の工夫をされた空地を効果的に配置するなどの修景措置を行う。

〔建築設備〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

〔素材〕

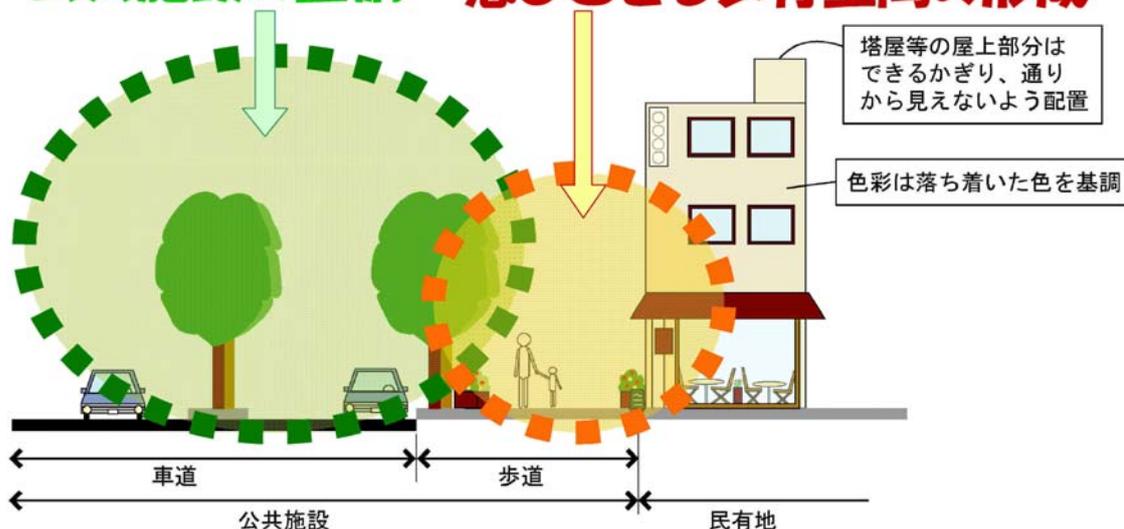
- ・ 外壁に使用する素材は周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

〔その他〕

- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、道路に面して設ける進入路を最小限とし、空地部分について緑化フェンスや緑化ブロック等による修景措置を行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、道路に面して設ける進入路を最小限とし、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 建物に付随する施設等については、公共空間から見えない位置に配置するか、またはルーバー等で見えないよう修景措置を行う。

シンボルとなる通り景観の構成イメージ

緑豊かな潤いある公共施設の整備 **潤いと調和した賑わいを感じさせる歩行空間の形成**



■ 水と緑のシンボル景観を形成するゾーン

【対象地区】

- ・ 真締川周辺地区

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

真締川の水辺や川沿いの緑と調和し、水と緑と一体となった憩いの空間の創出につながる中心部のオアシスとなる景観の形成を目指します。

▼景観形成の基本方針

- ・ 中心部のオアシス空間である真締川と調和し、水と緑と一体となった潤いある景観を形成します。
- ・ 川沿いの公園や水辺などのオープンスペースからの眺めにおいて、広い空を感じ、憩いと安らぎを感じられる景観を形成します。

【景観形成の方針】

▼共通事項

- ・ 真締川沿いからの見え方へ配慮し、川沿いの緑と調和した潤いと安らぎの創出につながる建築物・工作物の形態・意匠での工夫を行う。
- ・ 河川沿いの緑豊かな景観をより育み市民にとってのオアシスとなる空間の形成を図るため、敷地内において積極的な緑化を進める。

▼建築物・工作物

〔形態・意匠・色彩〕

- ・ 高層部は真締川沿いの公共空間からの景観への影響が少ないよう、落ち着いた景観形成につながる形態・意匠の工夫を行う。
- ・ 色彩は、建物全体として落ち着いた色を基調とし、公園や緑などの周辺環境と調和した景観を形成するよう配慮する。
- ・ 真締川沿いの道路や公園に面する建物の低層部（1～3階）では、長大で無窓等による単調な壁面はできる限り避けるよう努め、玄関周りや窓辺などにおける花や緑を活用した潤いある景観への配慮を行うなど、河川や公園等の周囲と一体となったオアシスとなる空間の創出と景観の形成に努める。

〔位置〕

- ・ 塀や生け垣、花壇等の植栽空間のある潤いあるまちなみを形成できるよう、道路境界と建物壁面の間でできる限り空間を確保する。

〔建築設備〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

〔素材〕

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材

を選択するよう配慮する。

- ・ 光る素材は、真締川や川沿いの公園等の公共空間からの景観に影響しないよう、低層部でも全面での使用を避け、できる限り最小限の使用とし、落ち着きある景観を阻害しないよう配慮する。

〔垣・さく〕

- ・ 通りから緑豊かなまちなみを感じられるように、道路や公園等の公共空間に面して塀・垣・さくを設置する場合には、生け垣もしくは、庭木が見える程度の高さの塀やフェンス等とする。
- ・ 透視性のあるフェンスを設置する場合には、あわせて植栽をする等の緑化を行い、公共空間から建物の外壁が前面に目立たないように修景措置を行う。

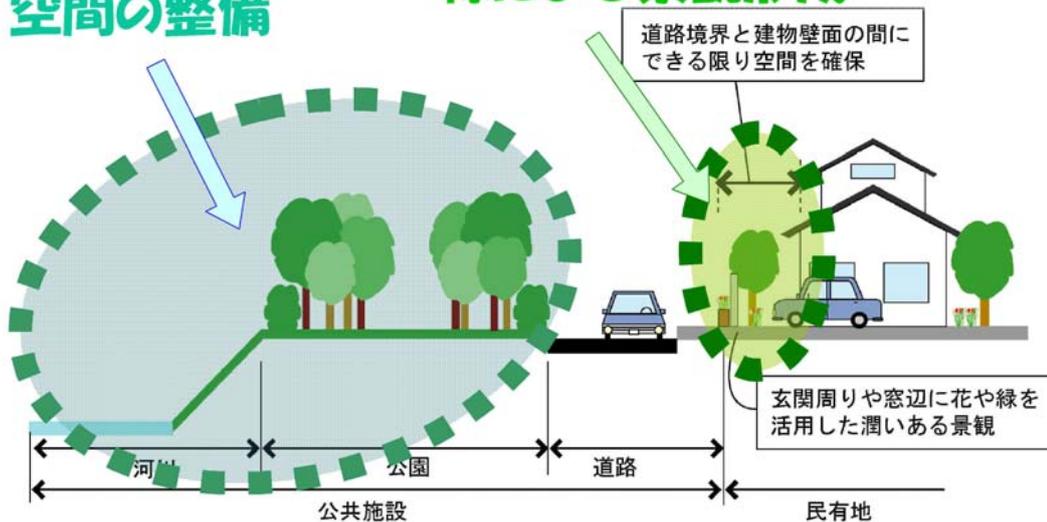
〔その他〕

- ・ 道路等に面して塀・垣・さくの設置しない場合には、中・高木等を植栽したり、フラワーポットを配置したり、緑化ブロックによる舗装を行うなど、緑豊かな潤いある景観形成につながる何らかの工夫を行い、周囲との調和を図る。
- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化による修景措置を行い、緑豊かな潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、道路に面して設ける進入路を最小限とし、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

真締川沿いの景観の構成イメージ

水と緑からなる
潤いあるオアシス
空間の整備

河川や公園の緑と調和した
潤いある空間の創出と花と
緑による景観形成



■ 玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(駅前ゾーン)

【対象地区】

- ・ JR宇部新川駅前地区

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

宇部市の玄関口として、風格あるまちの顔となる景観の形成を目指すとともに、ひと・もの・ことが交流する賑わいあるまちなみの創出を目指します。

▼景観形成の基本方針

- ・ 玄関口とは、さまざまなひと・もの・ことが交流する場であり、賑わいを感じられる景観を形成します。
- ・ 鉄道駅は、まちの玄関口であり、訪れた人にとって第一印象を与える場であることから、顔にふさわしい風格ある景観を形成します。
- ・ 鉄道駅では、交通結節拠点としての機能と調和した賑わいある景観を形成します。

【景観形成の方針】

▼共通事項

- ・ ひと・もの・ことが交流する活気と賑わいを感じさせつつ、まちの顔にふさわしい風格ある景観の形成につながる建築物・工作物の形態・意匠の工夫を行う。
- ・ 鉄道駅周辺では交通結節の拠点としての機能と賑わいが調和した景観の形成とともに、花と緑と彫刻による潤いある景観形成につながる緑化等への配慮を行う。

▼共通事項

〔形態・意匠・色彩〕

- ・ 駅前広場に面する建物においては、広場に面して開口部を設けたり、玄関口やテラスを設けるなど、建物の裏側を感じさせないよう配慮するとともに、て玄関口としてのもてなしの印象を与える形態・意匠の工夫を行う。
- ・ 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。
- ・ 色彩は建物全体としては落ち着きと風格を感じさせる色を基調とし、周辺建物と調和を図るとともに、通りに面する低層部ではアクセントとなる色を効果的に使用するなど、変化や賑わいのある通り景観を形成するよう努める。
- ・ 塔屋はできる限り公共空間から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の意匠と一体的に考えるなど、工夫を行う。また屋上施設については、目立たないよう配慮する。

〔位置〕

- ・ 鉄道駅周辺では、一体的なまとまりある玄関口の景観を形成するため、歩道を有する道路に面する建物の外壁等は隣接する建物等との連続性に配慮し、無用に後退しないよう努める。やむを得ず、建物壁面を後退する場合には、有効に活用できる程度の空間を確保し、交流や憩いの場につながるような景観形成の工夫を行う。

〔建築設備〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、道路等の公共空間から見えない位置に配置する。

〔素材〕

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

〔その他〕

- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には緑化などを行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、道路に面して設ける進入路を最小限とし、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 建物に付随する施設等については、公共空間から見えない位置に配置するか、またはルーバー等で見えないよう修景措置を行う。

■ 玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(港湾周辺ゾーン)

【対象地区】

- ・ 宇部港周辺地区

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

宇部市の玄関口として、風格あるまちの顔となる景観の形成を目指すとともに、ひと・もの・ことが交流する賑わいあるまちなみの創出を目指します。

▼景観形成の基本方針

- ・ 玄関口とは、さまざまなひと・もの・ことが交流する場であり、賑わいを感じられる景観を形成します。
- ・ 港湾周辺は、海からの玄関口であり、訪れた人にとって第一印象を与える場であることから、顔にふさわしい風格ある景観を形成します。
- ・ 港湾周辺は、臨海部である特性を活かし、海辺の玄関口や人や物流の拠点であることの特性を活かした景観を形成します。

【景観形成の方針】

▼共通事項

- ・ ひと・もの・ことが交流する活気と賑わいを感じさせつつ、まちの顔にふさわしい風格ある景観の形成につながる建築物・工作物の形態・意匠での工夫を行う。
- ・ 真締川河口部周辺では、真締川周辺地区の景観と調和した景観形成へ配慮し、水と緑からなる潤いと海へとつながる広がりのある景観形成への配慮を行う。
- ・ 工場や倉庫からなる暗い印象を軽減し、海に近接する特性を活かし、海を感じられ、明るく広がりのある形態・意匠等の工夫を行うとともに、海からの見え方に配慮した新しい玄関口の景観の創出を行う。

▼建築物・工作物

〔形態・意匠・色彩〕

- ・ 道路に面する建物の低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。
- ・ 色彩は、全体として臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図るとともに、明るく広がりある色彩を基調とし、海と調和した景観の形成につながるよう工夫を行う。
- ・ 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなどの工夫を行う。また屋上施設は、目立たないよう配慮する。

〔建築設備〕

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、道路等の公共空間から見えない位置に配置する。

〔素材〕

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

〔その他〕

- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には緑化などを行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木を植栽するなどによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

② 一般ゾーン

■ 重点地区

【対象地区】

- ・ 中央町三丁目地区

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

効率的な土地利用により、良好な居住環境と賑わいの創出を図ります。

▼景観形成の基本方針

- ・ 道路等の都市基盤整備と合わせて、共同化あるいは協調化等による建物更新を一体的に行います。

【景観形成の方針】

▼建築物・工作物

〔形態・意匠・色彩〕

- ・ 屋根は、調和のとれた美しい屋根並みを作り出すため、屋根材は同一の瓦製品を使用し、形状は3.5寸勾配の北下がり片流れで、できるだけシンプルな意匠とする。
- ・ 外壁は、コンクリート下地以外の場合は左官仕上げを基調とし、主な材料は珪藻土を共通に使用する。
- ・ 外壁の色彩は、土系（アースカラー）を基調とする。

〔位置〕

- ・ 隣り合う建物同士は中途半端な空地を作らず、建物前後に有効な空地を確保する。
- ・ 商店街に面する部分は規模に合わせて、敷地境界から建物の外壁またはそれに代わる柱（以下、建物の外壁等）までの距離は約2.0m後退させる。
- ・ 協調して裏路地を作る場合には、隣地境界から建物の外壁等までの距離は1.0m以上後退させる。
- ・ 歩行者専用道路沿いでは、道路境界から建物の外壁等を0.5m以上後退させる。

〔その他〕

- ・ 商店街や歩行者専用道路に面する部分に空地等を設ける場合には、街路と同じレンガ（または自然石）による舗装を行う。裏路地に面する場合には、インターロッキング等による舗装を行う。

■ その他一般地区

【対象地区】

- ・ シンボルゾーン及び重点地区を除く景観計画区域全域

【地区の景観形成の基本方針】

▼目標

宇部市の中心部として、賑わいと潤いが調和するまとまりある市街地景観の形成を目指すとともに、地区の個性を育みながら官民協働による景観形成を目指します。

▼景観形成の基本方針

- ・ 商店街等では、賑わいと活力を感じられる市街地景観の形成を目指すとともに、住宅と混在している特性を踏まえ、市の中心部にふさわしい潤いとまとまりある景観を形成します。
- ・ 住宅を中心とする地区では、住みよい住環境を保全・形成するとともに、個々の地区における個性を活かした地域景観を保全・形成します。
- ・ 道路や公園等の公共施設のみならず、個々の敷地レベルにおいて緑化を進めるとともに、既存の樹木、緑地はできるかぎり保全し、潤いある市街地の景観を形成します。

【景観形成の方針】

▼共通事項

- ・ 周囲のまちなみや地域環境へ配慮し、まとまりある市街地の景観を形成するよう建築物・工作物の形態・意匠での工夫を行う。
- ・ 潤いある中心部の景観形成を図るため、個々の敷地において花や緑による景観づくりにつながる工夫を行う。

▼建築物・工作物

〔形態・意匠・色彩〕

（大規模等※）

- ・ 長大な壁面や大規模な印象を周囲に与えず、周囲と調和するよう形態・意匠での工夫を行う。
- ・ 道路に面する低層部（1～3階）において、通りとしての景観がそろっている場合には、意匠の連続性に配慮する。
- ・ 色彩は建物全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるよう配慮する。

（その他）

- ・ 建築物では、周囲のまちなみと調和した形態・意匠での工夫を行い、色彩は全体として落ち着いた色を基調とし、周辺環境と調和させるように配慮する。
- ・ 工作物では、周辺の景観への影響が少ないよう形態・意匠において工夫を行う。
- ・ 色彩は、周辺環境と調和させるように配慮する。

〔建築設備〕

（大規模等※）

- ・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
- ・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

(その他)

- ・ 建物に付随する施設設備は周囲の景観へ配慮し、できる限り見えないよう工夫する。

[素材]

(大規模等※)

- ・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。
- ・ 光る素材を使用する場合は、周囲の景観への影響が少ないよう配慮し、建物全体での使用は避け、できる限り最小限の使用とする。

(その他)

- ・ 周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

[その他]

(大規模等※)

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、建物入口を設ける場合には、歩道や道路との連続性や潤いある景観の創出となるように、舗装や植栽等による工夫を行う。
- ・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化を行うなど閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
- ・ 駐車場などの空地においては、道路からの景観への配慮を行い、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内を緑化ブロックや樹木を植栽するなどによる緑化を行い、緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

(その他)

- ・ 道路境界から後退して建物を建て空地を設ける場合や、駐車場を配置する場合には、緑化ブロックの使用や生け垣や植栽等による緑の創出による潤いある景観の形成への工夫を行う。

(※) 大規模等・・・大規模建築物・工作物および開発で、周囲の景観に対する影響が少なからず発生すると考えられる建築物等や開発を対象とする。

▽大規模建築物・工作物および開発

「階数4以上または高さ15m以上の建築物および工作物、あるいは敷地面積1,000㎡以上の敷地内に建築される建築物および工作物」を対象とする。

これは、一般的な戸建て住宅や店舗併用住宅等を除く一定以上の規模を持つ建物等と、建物の規模は小さいものの敷地内に駐車場等のまとまった空地を持つ店舗や、高さや延べ床面積はないが水平方向に規模の大きな建築物等を対象とする。開発とは、開発許可の対象である開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為を対象とする。

■ 重点エリア

地区レベルでの景観形成の方針及び規制・誘導方策が定まった時点において、重点地区として、景観計画への反映を行うか、その他の手法（景観地区や地区計画等の指定）を適用することにより、きめ細やかな景観形成を図ることを目的とした地区で、各地区にある固有の景観や環境を大切にするとともに、魅力ある地域づくりのあり方について住民・事業者と行政が一体となって、継続的な協議を展開していきます。

なかでも、渡辺翁記念会館周辺地区については、国の重要文化財に指定されてことを受け、渡辺翁記念会館とその周辺の見え方に配慮した良好な景観の形成に向け、より積極的に協議を進めていきます。

【対象地区】

- ・ 琴芝地区
- ・ 宇部新川駅周辺地区
- ・ 渡辺翁記念会館周辺地区

【景観形成の方針】

各地区における協議により景観形成の方針が定まるまでの間は、その他一般地区と同じ景観形成の方針を暫定適用する。